

○ 銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成十四年金融庁告示第十四号）

改正案	現行
（外国銀行支店） 第二条 法第三条第三項に規定する外国銀行支店の自己資本として定める額は、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号（当該外国銀行支店が同規則第十四条第一項に規定する特定取引勘定届出外国銀行支店である場合においては同規則別紙様式第四号の二）中の貸借対照表の持込資本金、繰越利益剰余金及びその他有価証券評価差額金並びに繰延ヘッジ損益の額を合計した金額とする。ただし、その他有価証券評価差額金の額が正の値である場合は、当該その他有価証券評価差額金は考慮しないものとする。	（外国銀行支店） 第二条 法第三条第三項に規定する外国銀行支店の自己資本として定める額は、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号（当該外国銀行支店が同規則第十四条第一項に規定する特定取引勘定届出外国銀行支店である場合においては同規則別紙様式第四号の二）中の貸借対照表の利益準備金、繰越利益剰余金及びその他有価証券評価差額金並びに繰延ヘッジ損益の額を合計した金額とする。ただし、その他有価証券評価差額金の額が正の値である場合は、当該その他有価証券評価差額金は考慮しないものとする。